

ご利用までの流れ



★当事業所は厚生労働省所管障害児通所給付費対象施設です。そのためご利用に当たっては、市町村役場での受給者証の手続きが必要です。

下記のステップは、参考例です。

利用される方の状況によって、**ステップ1～3**の順番は変わる場合があります。

ステップ①

見学・相談 ※相談申込書にご記入ください。



ステップ②

市役所に通所受給者証の申請をする。

- ①療育手帳等あり ⇒ 申請書類に記入
- ②療育手帳等なし ⇒ 申請書類に記入 + 医師の意見書等が必要



ステップ③

相談支援事業所でサービス等利用計画(案)の作成

※相談支援事業所については、市役所で説明があるかと思います。
不明な点がありましたら、お問い合わせください。

※サービス等利用計画(案)は、お子様の状態や保護者の方の願いなどを総合的に組み込み、相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。



ステップ④

通所支援の支給が決定されお手元に通所受給者証がお手元に届きます。



ステップ⑤

サービス利用開始

- ①利用にあたっての説明
- ②利用申し込みの記入
- ③アセスメント(お子様の発達検査、行動観察 など)
- ④面談(保護者の意向や願いなどをお聞かせ ください)
- ⑤上記①～③を総合して、当事業所で「個別支援計画書」を作成します。



療育開始